

瀬戸まちの活動センター運営業務委託
公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

この要項は、瀬戸市（以下「本市」という。）が設置する瀬戸まちの活動センターを拠点として実施する市民の自発的公益活動（市民活動）を促進するために必要な業務を委託する事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

瀬戸まちの活動センター運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「瀬戸まちの活動センター運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日まで（長期継続契約）

※契約締結日（令和7年3月17日予定）から履行開始（令和7年4月1日）前までは準備期間とし、準備期間に関して委託料は発生しないものとする。

3. 瀬戸まちの活動センターの概要

(1) 名 称：瀬戸まちの活動センター

(2) 所 在 地：瀬戸市栄町45番地 パルティセと3階

(3) 運営時間：午前8時30分～午後5時15分（下記の休業日を除く）

(4) 休 業 日：日曜日、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定されている国民の祝日（以下「祝日」という。）及び年末年始（12月28日～1月4日）

※令和7年4月1日より、従来の休業日に加えて、毎週月曜日及び祝日も休業日とする。

4. 業務委託料の上限金額（消費税及び地方消費税を含む）

53,200,039円

なお、各年度の支払限度額は次のとおりである。

令和7年度： 10,120,037円

令和8年度： 10,356,747円

令和9年度： 10,629,672円

令和10年度：10,901,245円

令和11年度：11,192,338円

本契約は、「瀬戸市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約に該当する。瀬戸市議会令和7年3月定例会において、令和7年度当初予算が議決されなかった場合は執行を中止する。また、令和8年度以降において本契約に係る歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 特定非営利活動法人格を有し、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）別表の第１９号の活動（別表第１号から第１８号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）が定款に定められている団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- (3) 本プロポーザルの参加表明書の提出期限までに、令和６・７年度あいち電子調達共同システム（物品等）で瀬戸市の入札参加者名簿に大分類０３「役務の提供」中分類１６「その他の業務委託等」が登録されている者であること。
- (4) 本プロポーザルの参加表明書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成１３年８月１日施行）に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本プロポーザルの参加表明書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２３年９月２９日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成１９年１２月１日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。

６．選定スケジュール

手続き	日程
実施要項・仕様書等の公表	令和７年１月２０日（月）
質問受付期限	令和７年１月２７日（月）午後５時まで
質問回答期限	令和７年１月２９日（水）
参加表明書等提出期限	令和７年２月３日（月）午後３時まで
提案書等提出期限	令和７年２月２８日（金）午後５時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和７年３月６日（木）午前１０時から１２時
審査結果通知	令和７年３月７日（金）以降速やかに通知する
見積書提出期限	受託候補者に別途通知する
契約締結	令和７年３月１７日（月）予定

７．仕様書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問方法

仕様書等に関する質問は、法人名・担当者名・連絡先を明らかにした上で、質問書（任意様式）により、下記の提出先へ電子メールで提出するものとする。なお、期限後の質問は受け付けない。

(2) 受付期限

令和７年１月２７日（月）午後５時まで

(3) 回答方法及び期限

質問への回答は、令和７年１月２９日（水）までに、市ホームページに掲載する。その際、質問者名は公表しない。

なお、質問への回答は、本実施要項及び仕様書等への追加又は訂正とみなす。

(4) 提出先

瀬戸市市長直轄組織まちづくり協働課協働第３係

8. 応募書類の提出について

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（様式 1）及び下記に示す書類等を提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類及び部数 ※いずれも任意様式とする。

番号	書類名称	部数	提出上の注意
①	団体の定款（上記 5. (1)の要件を満たしていることが分かるもの。）	1 部	参加表明書とともに提出すること。
②	企画提案書	正本 1 部 副本 6 部	表紙に団体名を明記すること。 企画提案書は、本市の概況や課題を踏まえて作成することとし、下記の内容を含むこと。 また、提案書の様式は A 4 サイズとすること。 ・団体概要（団体の経歴、役員の構成、組織体制、人員、事業概要及び団体の特徴や強みが把握できるもの。） ・仕様書 4. 業務の内容別の具体的な企画案 ・5 ヶ年分の年間スケジュール ・事業の実施体制（事業担当者の氏名、実績等について記載があるもの。） ・その他の提案事項
③	・法人格認証申請の写し ・法人の前期事業報告書・決算書 ・法人の今期事業計画書・予算書 ・法人の登記事項証明書の写し	各 1 部	
④	見積書（5 ヶ年分）	1 部	本要項 4. 業務委託料の上限金額を参考に積算すること。 各年度の積算根拠が分かるものを添付すること。

(2) 提出期限

①参加表明書及び上記(1)①の書類

令和 7 年 2 月 3 日（月）午後 3 時まで

②企画提案書等（上記(1)②～④の書類）

令和 7 年 2 月 2 8 日（金）まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

※郵送の場合は、提出期限を必着とし、配達証明が可能な方法（書留、特定記録）で郵送のこと。

(4) 提出先

〒489-0044

瀬戸市栄町45 パルティセと3階

瀬戸市市長直轄組織まちづくり協働課協働第3係

(5) その他

参加者が1団体であっても、参加資格を有するものであればプロポーザルを実施するものとする。

9. 選定方法及び選定審査会について

(1) 選定方法

瀬戸まちの活動センター運営団体選定審査会を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査にて選定する。

(2) 審査会は、審査員の率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれる恐れがあることから、原則として非公開で行う。

(3) 審査会

① 実施日時・場所

令和7年3月6日（木） 午前10時～12時（予定） 瀬戸市役所1階105会議室

※プレゼンテーションの詳細な時間は、企画提案書の受付時に伝える。郵送の場合は、書類到着後速やかに電話連絡をした上で伝える。

② 出席者

3名以内とする。

③ プレゼンテーション持ち時間

プレゼンテーションの時間は15分以内とし、その後、審査員による質疑応答を10分程度とする。

④ その他

ア プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容と逸脱しないものとし、追加資料の配布等は認めない。

イ プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書の受付順とする。

ウ プロジェクター及びスクリーンのみ市が用意する。それ以外の必要機器は参加者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、あらかじめ市に申し出ること。

10. 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションにより、以下の評価基準に基づき審査を行い、評価が最も高い提案者を契約候補者、次に高い提案者を次点者として選定する。最も高い提案者が2事業者以上の場合は、審査員の協議によって決定する。

また、提出された書類から、提案者の運営状況の健全性及び見積書の積算根拠の妥当性を考慮し、総合的に判断した上で最終契約候補者を決定する。

なお、各審査員の評価点数の合計が満点の100分の60未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(1) 評価基準

評価項目	視点	配点
企画提案【70点】		

1	申請者の市民活動及び市民活動支援活動の取り組みにおける積極性	・中間支援業務の趣旨をよく理解し、受託にあたっての明確な考え方が示されているか	10
2	NPO、ボランティア活動に関する精通性	・県内のNPO法人はじめ、各機関とのネットワークがあり、情報共有できる体制であるか ・NPO、ボランティア活動に役立つ知識を有する人的資源が充実しているか	10
3	NPO、ボランティア活動に関する相談業務の対応能力	・市民活動に関する様々な相談業務を適切に行う計画がされているか 【業務(1) 相談・コーディネート業務】	10
4	各種手段を活用した情報収集・提供能力	・情報の収集、提供の方法は適切かつ効果的なものか 【業務(2) 各種情報収集・提供業務】	10
5	各種講座・交流事業等を企画立案し、運営する能力	・団体同士の連携、交流が促進される内容の講座が計画されているか 【業務(3) 人材育成・研修業務】 【業務(4) 交流促進業務】	10
6	人的ネットワークを築き、各種団体の協働を促進する能力	・団体同士の連携、協働を支援する体制の構築及び事業が計画されているか 【業務(5) せと市民活動連絡会の事務局運営】 【業務(6) 行政職員と市民活動団体の協働促進業務】 【業務(7) 多様性社会における各種団体の協働促進業務】	10
7	誠実な業務実施及び公正・公平な対応能力	・受託業務に対して責任を持ち、意欲的な提案がされているか ・誰もが参画しやすい事業となるよう、情報発信ができ、広く対応できる業務内容が計画されているか	10
プレゼンテーション【20点】			
8	説明・表現力	・提案内容について、端的かつ的確で分かりやすい説明となっているか	10
9	対応力	・質疑に対する回答が簡潔明瞭であり、適切な対応となっているか	10
業務体制【10点】			
10	実施体制	本業務を実施するために、必要な人員・執行体制が整っているか	10
合計			100

11. 審査結果の通知について

- (1) 審査結果については、文書で通知する。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては、受理しない。
- (3) 選定に係る経過については、一切公表しない。

12. 契約交渉

- (1) 契約候補者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積徴収を行った上で契約を締結するものとする。
- (2) 契約交渉にあたっては、提案者が提案した内容を尊重するが、詳細な事項については、改めて本市との協議等を行った上、決定するものとする。

13. 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 提出書類の提出方法、提出期限等について本要領を守らなかったとき。
- (2) 記載すべき内容の一部又は全部が記載されていない、記載上の注意事項を守らなかったとき。
- (3) 虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 見積書の金額が、本要項4. の業務委託料の上限金額を超えているとき。
- (5) その他、失格が妥当であると判断される事項があったとき。

14. その他

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。提出後の企画提案書等の修正差し替えはできない。
- (2) 提出書類等の著作権は、提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、瀬戸市情報公開条例に基づき、提案者の承諾を得た上で公表する場合がある。
- (5) 選定結果については、市ホームページ上で公表する。

15 問い合わせ先

〒489-0044 瀬戸市栄町45番地 パルティセと3階
瀬戸市市長直轄組織まちづくり協働課協働第3係
電話：0561-97-1336（直通）
メール：machidukuri@city.seto.lg.jp

令和 年 月 日

瀬戸市長 宛

参 加 意 志 表 明 書

瀬戸まちの活動センター運営業務委託に係る公募型プロポーザルについて、下記のとおり参加の意志表示をします。なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- (1) 特定非営利活動法人格を有し、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表の第19号の活動（別表第1号から第18号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）が定款に定められている団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 本プロポーザルの参加表明書の提出期限までに、令和6・7年度あいち電子調達共同システム（物品等）で瀬戸市の入札参加者名簿に大分類03「役務の提供」中分類16「その他の業務委託等」が登録されている者であること。
- (4) 本プロポーザルの参加表明書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本プロポーザルの参加表明書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成19年12月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。

提出者 法人名

所在地

代表者

印

電話

E-mail